

文京区

[http://www.city.bunkyo.lg.jp/kugikai\\_ikensho\\_220621daisy.html](http://www.city.bunkyo.lg.jp/kugikai_ikensho_220621daisy.html)

発達障害や、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデジタル版教科書の普及促進を求める意見書

更新日 2010年06月22日

発達障害や、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデジタル版教科書の普及促進を求める意見書

平成20年9月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月から、財団法人日本障害者リハビリテーション協会（以下「リハ協」という。）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することにより、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にした「マルチメディアデジタル版教科書」（以下「デジタル教科書」という。）の提供を開始しました。また、文部科学省においても、平成21年度から、デジタル教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されています。

平成21年12月現在、デジタル教科書は約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デジタル教科書の普及促進への期待が一段と高まるとともに、これを活用する教職員の指導力の向上が求められています。

しかし、デジタル教科書は、教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作には多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に答えられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデジタル教科書は、小中学生用教科書全体の約4分の1に留まっています。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成21年度と同予算が1.72億円に対し、平成22年度は1.57億円に縮減されており、これらの普及促進への取組は不十分であると言わざるを得ません。

よって、文京区議会は、政府に対し、必要とする児童生徒、担当教員等にデジタル教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成 22 年 6 月 21 日

文京区議会議長 武澤 房吉

内閣総理大臣 菅 直人 様

文部科学大臣 川端 達夫 様

お問合せ先

〒 112-8555 東京都文京区春日 1 丁目 16 番 21 号

文京シビックセンター 23 階南側

区議会事務局議事調査係

電話番号：03-5803-1313 ～ 4

ファックス：03-5803-1370